八王子市消費者団体連絡会設置要綱

(設置)

第1条 消費者団体(以下「団体」という。)相互の交流と情報交換を行い、協力連携を図り、安全・ 安心な消費生活を実現するため、八王子市消費者団体連絡会(以下「連絡会」という。)を設置す る。

(所掌事項)

- 第2条 連絡会は、次に掲げる事項について、情報交換及び協力連携を行う。
 - (1) 安全で安心な消費生活の実現に向けた取組に関すること。
 - (2) 各団体の活動に関すること。
 - (3) その他消費生活に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、別に定める基準を満たし、登録した団体の代表者による委員により構成する。 (会長)

- 第4条 連絡会に会長1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を 代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民部消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年8月26日から施行する。